

千葉県地方自治研究センター理事長・法政大学法学部教授 **宮崎 伸光**



日本国憲法が施行されたのは1947（昭和22）年5月3日、同日に施行された地方自治法と共に今年70周年を迎えた。

日本国憲法には、世襲君主制と民主制のように、本来「水と油」のような対立ないし緊張関係に位置するいくつかの価値観が不思議に両立している。それでもこれだけ長く人々に受け入れられてきた。そのナゾを解く鍵は何であろうか。

それを憲法自体の内容に求めても、それだけでは見つけられないような気がする。誰もが否定をしない平和主義についても、具体的な話になれば深刻な対立が露出する。

憲法は為政者の行為を縛る約束である。それが約束である以上、約束は守らなければいけないという規範がその前提として存在する。規範は人々の行動に指針を与えるが、反対に人々の行動による経験も規範を導く。

私たちの行動様式の中には、一見二律背反の事象についてもなんとか折り合いをつけようとする、あるいは真っ向から対立する主張についても「双方の顔を立てる」ことを善しとする「気風」があるのではないかと私は、それこそが日本国憲法が保持されてきた要諦のような気がする。

私は、そうした現行憲法を一切改正してはいけないとは思わない。しかし、「今」は絶対に憲法改正のときではなく、断固現行憲法を守りたいと強く思う。

その「今」とはどういうときか。

私が思う「今」は、単に為政者ないしそれを取

り巻く集団が立憲主義を蹂躪する行為に着手し、強権を発動して既成事実を積み重ねているときというわけではない。

「今」は、憲法を守ろうとせず、現に守ることができない者が改憲を声高に主張している。立憲主義の基盤となる規範の破壊とそうした行為の同時進行は明らかに矛盾に満ちている。この破壊された基盤を修復しない限り、いくらどのように改められても「守られない憲法」しか成立し得ない。もちろん「守らなくともよい憲法」はもはや憲法の名に値しない。「憲法」という名称の文章ができて憲法は消滅する。「今」とはそうした「憲法の終焉」に向かっているときにほかならない。

現行憲法の施行日に格別の意味はない。しかし、その6か月前の公布日、すなわち11月3日は明治天皇の誕生日である。旧憲法の改正手続きが守られたことと併せて、内容を抜本的に転換させた両憲法間にも連続性を認めることができる。立憲主義そのものも継承されているのである。

日本国憲法の「第八章 地方自治」は、「第二章 戦争の放棄」と共に新たに起こされた章である。あまり耳目を引かないが、実は、地方自治特別法を規定する第95条には、米国における経験の影響が極めて強い。しかし、それやこれやを含めて、「われら」は日本国憲法として表現された「崇高な理想と目的を達成することを誓って」きた。いや、そのはずであった。しかし、何事につけ「継承」は「創設」に劣らず難しい。